

労働安全衛生法令における墜落防止措置の基本的な考え方

労働安全衛生法令では、墜落による労働者の危険を防止する措置として、高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合には、作業床を設け、その作業床の端や開口部等には囲い、手すり、覆い等を設けて**墜落防止措置**をすることが原則。しかし、こうした措置が困難なときは、労働者に代替として、墜落制止用器具が認められている。（墜落防止措置に関しては、次ページ参照）

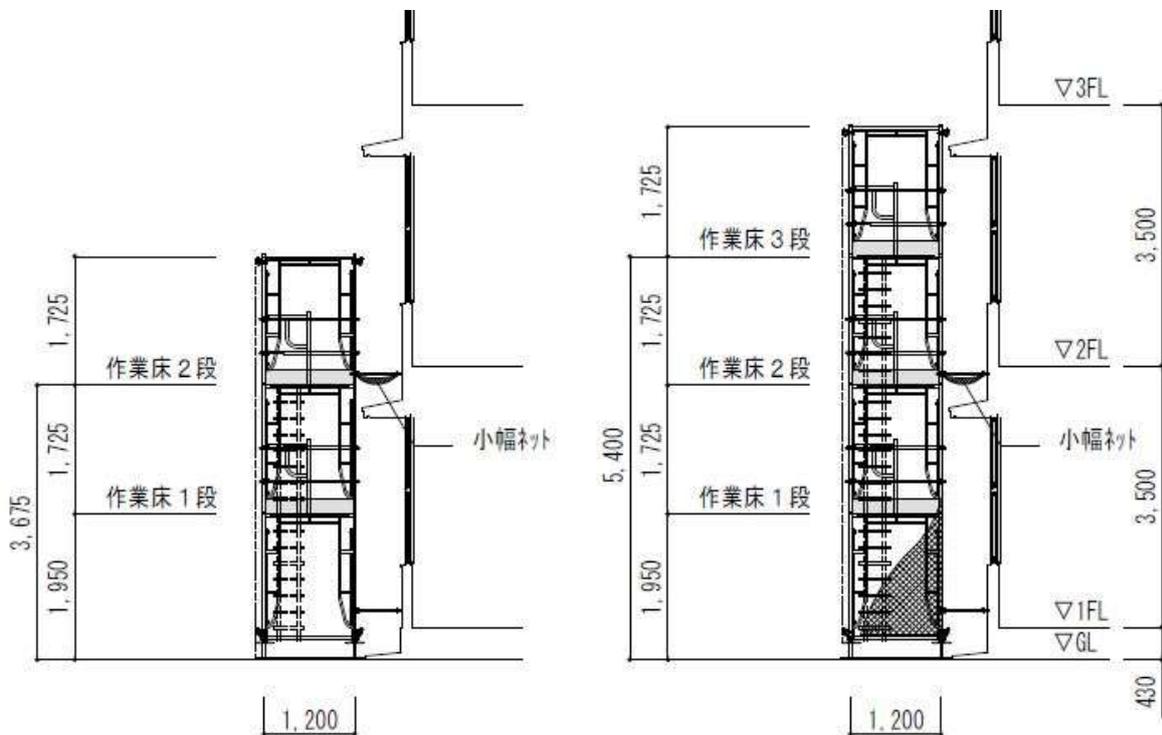
墜落制止用器具の選定要件

労働安全衛生規則の改正により、「安全带」の名称が「墜落制止用器具」に変わります。

墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（一般的な建設作業の場合は、高さが5m以下）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。（墜落制止用器具は新規格とする。）

「フルハーネス型」「胴ベルト型」の選定要件（建物高さは学校を想定）

図1より作業床が2段の場合、作業する高さが5m以下なので「胴ベルト型（一本つり）」を使用することができます。作業床が3段以上の場合、作業する高さが5mを超えるので、「フルハーネス型」を使用することが原則となります。（建枠寸法 W1200×H1725 にて算定）



「胴ベルト型」が使用できる枠組足場
※作業床が2段まで

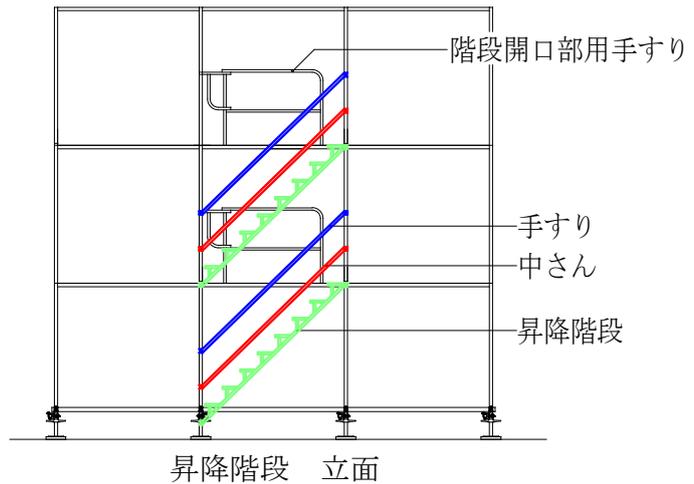
「フルハーネス型」を使用することが原則の枠組足場
※作業床が3段以上

図1

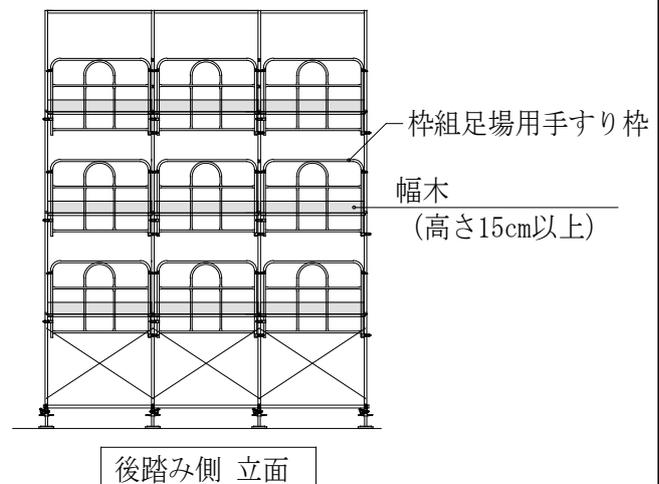
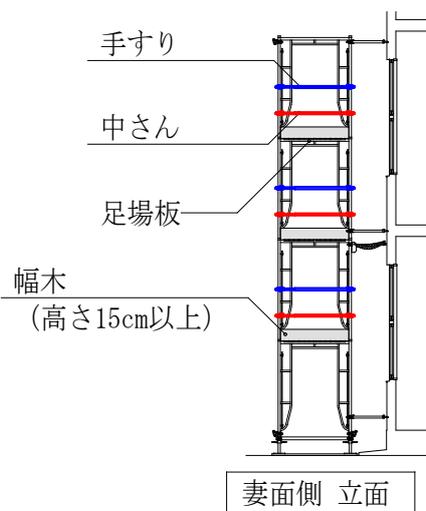
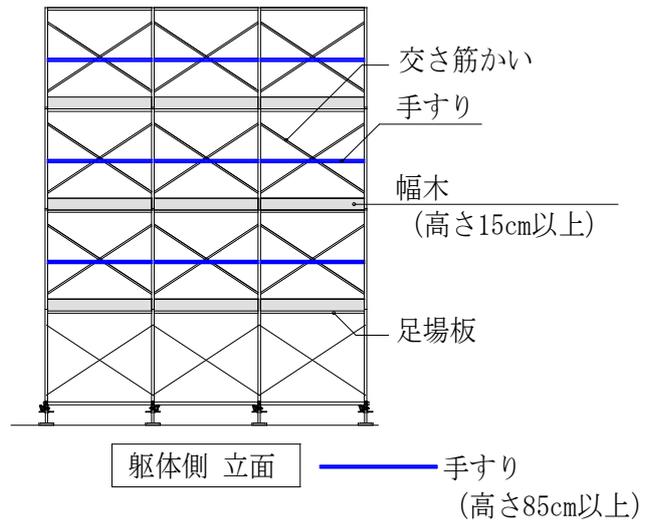
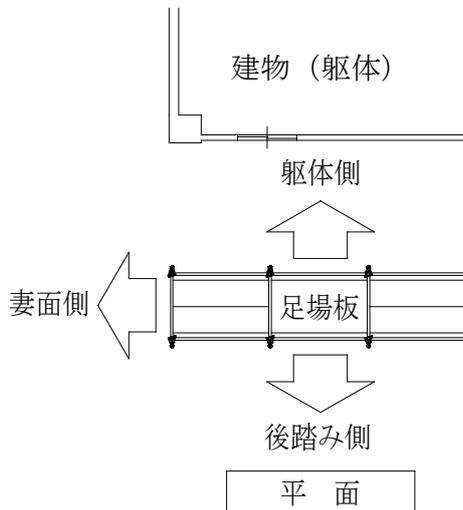
架設通路（昇降階段） についての墜落防止措置

仮設足場の昇降階段は「架設通路」とみなされていますので、手すり及び中さんの設置が必要です。併せて、階段開口部用手すりの設置が必要です。

- 手すり（高さ85cm以上）
- 中さん（高さ35cm以上50cm以下）
- 昇降階段



手すり先行枠組足場の作業床からの墜落防止措置



- 手すり（高さ85cm以上）
- 中さん（高さ35cm以上50cm以下）

※枠組足場用手すり枠は、交さ筋かい及び手すりと同様以上の機能・強度を有するものとする。